

# 仕 様 書

## 1 事業名

きょうと修学旅行SDGs探求学習支援事業

## 2 事業の趣旨

京都における修学旅行の新たな魅力として、歴史・伝統文化・自然・風土・企業・人物をはじめとする京都ならではの資源を活かしたSDGsに関する探求学習コンテンツを作成する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

## 4 委託金額の上限

8,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 5 業務内容

業務内容は、次の(1)～(6)とする。

なお、本事業は令和4年度以降も継続することを前提としており、後年度にわたり利用料収入等により自走での運営が可能な企画とすること。ただし、利用料を徴収するコンテンツについては、令和4年度以降の修学旅行生一人当たりの利用料を発注者と協議のうえ設定するものとする。

### (1) 学習コンテンツの整備

SDGsに関連する内容を学ぶことができる場所や施設、体験、人物との交流等の学習コンテンツを整備する。

<仕様・留意点等>

- ・ 学習コンテンツは少なくとも10箇所程度を整備すること。ただし、「さすてな京都」及び「琵琶湖疏水記念館」は必須とし、各施設と連携のうえ、学習プログラムを作成することとする。
- ・ 学習コンテンツごとに関連するSDGsのゴールを明確にし、17のゴールを網羅できるコンテンツを整備すること。
- ・ 学習コンテンツは、市内の施設・事業者等が既に実施している取組を紹介・活用することも可能とし、その内容に応じて利用者負担（利用料、入館料、材料費等）を徴収するものであっても差し支えない。

### (2) 個別支援型プログラムの作成

京都でSDGsに取り組む地域企業との交流を通して、修学旅行生自らが社会的課題を捉え、情報の収集・整理・分析や他者との対話・協働等のプロセスを経ながらSDGsに関する理解を深めるとともに、キャリアデザインに資することを目的とした個別支援型プログラムを作成する。

<仕様・留意点等>

- ・ プログラムは、主に中高生を対象とした内容とすること。

- ・ 修学旅行生を受け入れる地域企業は、以下の要件を満たすものとする。
  - ① 京都市内に本社または主たる事業所の所有地を有すること。
  - ② 社会的課題をビジネスで解決することや、社会的課題を生まない新しい商品やサービス、あるいはシステムを生み出すことで持続可能な社会の構築に貢献し、SDGsに取り組んでいること。
  - ③ ビジネスとして収益が成り立っていること。
  - ④ 全組織的な取組として、マルチステークホルダー（消費者、従業員、株主、取引先、地域社会、地球環境など）に対し、配慮した経営を行っていること。
  - ⑤ 社会に対して大きなインパクトのある取組を展開していること。
- ・ プログラムは、京都滞在中の企業訪問（情報の収集）を必須とし、事前学習（課題の設定）及び事後学習（整理・分析、まとめ・表現）をトータルでコーディネートするものとする。
- ・ 同一日に修学旅行生100人規模の対応を想定した内容とすること（複数企業での分散受入や全体講義の実施など工夫すること）。
- ・ 必要に応じて教材（動画、パワーポイント、学習シート等）を作成すること。

### (3) SDGsに関する基本学習教材の作成

京都滞在中のSDGs学習がより効果的なものとなるよう、事前学習を想定した学習教材として、上記(2)における学習教材とは別に、SDGsに関する一般的な知識を学べる動画及び学習シートを作成する。

<仕様・留意点等>

- ・ 動画は、小学校高学年～中高生が理解できる内容（小中高生別に作成することが望ましい。）とし、時間は15～20分を目安とする。
- ・ 動画は専門家による講義やアニメーションのほか、パワーポイントでも可能とする。ただし、ナレーション及び字幕付きとすること。
- ・ 教材の作成に当たっては、「関西SDGsプラットフォーム」が発信する「SDGs概要」を参照すること（<https://kansai-sdgs-platform.jp/sdgs/>）。

### (4) ウェブページの作成

修学旅行生の事前学習及び事業のPRを行うためのウェブページを作成する。

<仕様・留意点>

- ・ 本ウェブページは、きょうと修学旅行ナビ(<https://shugakuryoko.kyoto.travel/>)からのリンク貼付けを想定して作成すること。
- ・ ウェブページには、次の内容を盛り込むこと。
  - 「(1) 学習コンテンツの整備」については、修学旅行生の事前学習用として、コンテンツごとに名称、所在地、連絡先、関連するゴール及び当該コンテンツにおけるSDGsの関連情報等を掲載すること。また、各ゴールから関連するコンテンツを検索できる機能を持たせること。
  - 「(2) 個別支援型プログラムの作成」については、PRのための事業概要や地域企業の紹介文等を掲載すること。
  - 「(3) SDGsに関する基本学習教材の作成」については、動画及び学習シートを掲載し、学習シートはダウンロードにより活用できるようにすること。
- ・ 上記(1)～(3)のページ作成に当たってはCMS機能を活用し、発注者において情報更新が可能な仕様とすること。

## (5) 試行実施及び検証

小学校、中学校及び高等学校から各1校（合計3校）に対して、上記(1)～(3)による作成物を用いて試行実施したうえで、学校からのアンケート結果をもとに検証を行う。

### <仕様・留意点等>

- ・ モニター校の募集は発注者が行う。ただし、受入生徒数の規模は、発注者と受託者との協議により決定する。
- ・ モニター校の決定後、試行実施に当たっての各校及び当該学校の修学旅行を受託する旅行業者等との連絡調整は、受託者が行う。
- ・ モニター校のうち中学校及び高等学校は、「(2) 個別支援型プログラムの作成」による実施とする。
- ・ 試行実施は全て令和4年3月31日までに完了させること。
- ・ 試行実施に要する経費は受託者の負担とする。ただし、学校側の了解が得られている場合にあつては、学校側が経費を負担することを妨げない。
- ・ 試行実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

## (6) プロモーション用チラシの作成

本業務を総括したうえで、令和4年度以降に使用する修学旅行関係者へのプロモーション用チラシを作成する。

### <仕様・留意点等>

- ・ チラシは次の2種類の作成を必須とする。
  - ①事業全般を紹介するもの
  - ②個別支援型プログラムの詳細を紹介するもの

## 6 納品物・提出期限

### (1) ウェブページ

作成次第速やかに納品すること。

なお、納品後であっても、モニター校による試行実施後、検証を踏まえて適宜修正すること。

### (2) プロモーション用チラシ

令和4年3月31日までに、データ及びチラシ2種（各1,000部）を納品すること。

### (3) 実績報告書

令和4年4月30日までに、データ及び30部を納品すること。

## 7 委託料の支払方法

本業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。ただし、受託者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

## 8 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のため、受託者は、発注者との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進

めること。

- (2) 本業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託者で責任を持って対応すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等を遵守し、本業務で得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報については、契約期間中及び契約期間後において、不適正な使用、紛失、流出がないよう、最大限の注意を払うとともに、対策を講じること。
- (4) 本業務実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 本業務より生まれた著作物等の知的財産は、全て発注者に帰属するものとする。
- (6) 各委託業務における詳細や本仕様書に記載のない事項、また、仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。
- (7) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、発注者と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (8) 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受託者の協議により決めることとする。